

国見町条例第34号

国見町水道条例等の一部を改正する条例

(国見町水道条例の一部改正)

第1条 国見町水道条例(平成9年国見町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事については、この限りでない。

(国見町下水道条例の一部改正)

第2条 国見町下水道条例(平成7年国見町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。